

議 題	内 容
議案第1号	正副会長の互選について
	会長に角野委員、副会長に中尾委員を選任

議案第2号	阪神間都市計画地区計画の決定（西宮市決定）について【付議】 （JR西宮駅南西地区地区計画）
審議結果	都市計画決定することを承認する。
主な質問等	<p>○意見書に対する市の考え方では、「多額の税金を投入する公益性も経済的合理性もあるようには見えない。」のうち、経済的合理性の部分に対しては答えていないように思うがどうか。</p> <p>【当局回答】</p> <p>市の考え方の中で「当事業は都市再開発法等関係法令及び補助金交付制度の要件に適合している」と明記している部分が、当事業の施行者に対し、国県市が既定制度に基づき補助金交付を行うことが可能であることを意味しており、この部分が経済的合理性に対するお答えであると考えている。</p> <p>○当事業については、潜在的な意見を持っている市民も一定数おられると思うが、当事業のことを知らない市民も多いように思う。当事業周辺の方々には一定の周知をされているのかも知れないが、当事業の影響を受ける範囲は広く、当事業のことを知れば新たな意見が出てくる可能性も十分考えられるため、今後問題となる可能性があることを市としても想定しておく必要がある。</p>

【当局回答】

当事業については、J R 西宮駅南西地区まちづくり担当課ホームページにて、まちづくりニュース及び再開発ニュースを常時公開しており、都市計画審議会ホームページでは、これまでの審議会資料及び会議録要約を常時公開している。

また、当事業の都市計画案の縦覧手続においては、市政ニュース等で全市広報をさせていただいている。

当事業は都市計画手続を経て、事業認可及び権利変換計画認可等の法定手続に進むことが可能となるため、当事業の進捗に応じて、隣接するフレンテ西宮西館をはじめ池田町自治会等の市民の皆様に対し、当事業の施行者である再開発準備組合（又は再開発組合）から適宜事業説明等を行うよう指導する。

○37階建ての複合再開発ビルが建設されることにより、隣接するフレンテ西宮西館との間には日照等の問題が発生することが想定されるが、建物間の距離はどの程度離れているのか。

【当局回答】

現在お示ししている施設計画案では、複合再開発ビルとフレンテ西宮西館の壁面間の離隔は約30mである。今後の事業実施計画において、複合再開発ビルは可能な限り西側に寄せ、更に離隔を確保できるよう、当事業の施行者と検討して行きたいと考えている。

<p>報告第1号</p>	<p>阪神間都市計画公園の変更（素案）について【報告】 （西宮中央運動公園）</p>
<p>主な質問等</p>	<p>○過去にPFI事業を行った実績はあるのか。 【当局回答】 今回のPFI事業は、BTO方式（事業者が建設し、所有権を市に移管した後、引き続き管理・運営を行う）を採用する予定であり、これまでに本市での実績は無い。</p> <p>○どのような審議を経てPFI事業を採用することが決められるのか。 【当局回答】 今後、公共事業評価で事業の妥当性等が検証され、最終的にPFI事業を用いた場合に見込まれるVFM（バリュー・フォー・マネー）を算出し、従来方式よりもPFI事業が効率的であると評価された場合に採用される。</p> <p>○来場者の増加に伴う交通対策を検討しているのか。 【当局回答】 イベントの規模によって公共交通機関の利用を促すなど自動車での来場数の低減を図り、立体駐車場が整備されるまでの期間は場内に仮設駐車場を設置する等の対策を検討する。 周辺道路への対策としては、車の滞留スペースの確保、交差点への右折レーンの設置、場外駐車場の活用等の渋滞対策を計画している。</p> <p>○再整備完了後の施設の情報だけでなく、工事期間中の駐車場の提供見込みなど、利用者が必要としている情報を示すべきと考える。</p>